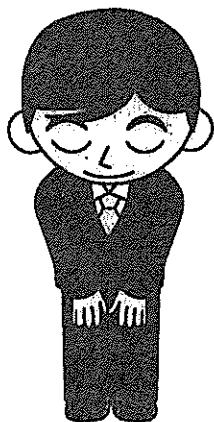


賃金労働条件改善を求める署名へのご協力、 ありがとうございました。

1面でお知らせした通り、11月13日の教育長交渉の際に提出した『「全国との格差是正！長時間過密労働解消！」教職員の賃金・労働条件改善を求める署名』へのご協力、本当にありがとうございました。

各郡市高教組では、組合員を中心に署名の取り組みました。また、10月号の教育通信に同封する形で返信用封筒をつけて各学校にお送りしましたが、組合員のいない学校からたくさんの署名返信をいただきました。ほぼ全員が署名にご協力いただいている学校もあり、職場での要求と期待の強さを背負って、交渉することが出来ました。

ご協力いただき、ありがとうございました。



＜県教委が提示した「フレックスタイム制」に関する折衝の経過＞

11月13日、「7高教福第1144号」で教職員・福利課長名で出された「フレックスタイム制の導入」について（通知）に関して、10月21日に組合提示を受けてからの折衝経過を報告します。

県教委の提示は以下の通り（一部分省略）です。

- ア 育児又は介護を行う職員について、令和8年4月1日から施行。
- イ 全ての職員について、令和9年4月1日から施行。
- (2) 取得期間
 - ア 1 (1) アの職員は、1～4週間の期間につき、1週間当たり38時間45分の勤務時間を割り振るものとする。
 - イ 1 (1) イの職員は、4週間の期間につき、155時間の勤務時間を割り振るものとする。
- (3) 勤務対象時間帯及び勤務時間数
 - 午前5時から午後10時までとし、コアタイム（勤務しなければならない時間帯）は午前10時から午後3時までとする。最短勤務時間数は4時間とし、申告単位は15分単位とする。

提示を受けて、県教組・高教組では10月27日に、県教委担当者と折衝し、以下のような問題点を指摘しました。

- ① 7時間45分勤務では、コアタイムを含められない場合があるのではないか。
 - (例) 午前5時開始（終了13時？）または 午後10時終了（14時開始？）
- ② 高校の夜間定時制勤務者（13時勤務開始）を想定したコアタイムになっていない。
- ③ 全教職員が午前10時から勤務を希望した場合（学校の始業時間）はどうするのか。
- ④ 部活動担当者全員が、部活動の時間を勤務時間とするよう希望した場合の対応は。
- ⑤ 認める認めないの権限は誰にあるのか。校長か、地教委か、県教委か。
- ⑥ 「フレックスタイム」を希望する単位は、年間か、学期か、月か。
- ⑦ 「週休三日を可能とする」とあるが、学校現場で、例えば担任にそれが可能なのか。

これらの質問に、県教委は何一つ回答出来ませんでした。

そのため、「12月議会に上程するのならば、学校現場の実態に即した制度となるよう、具体的な運用の在り方を検討し、疑問に答えられる制度に、学校現場で使える制度にしたい」と要望していました。

しかし、県教委は、私たちの疑問に応えたその後の説明もなく、10月21日に提示された文書のままで11月13日に上記の通知文書を出しました。

県教委のこうした姿勢に11月20日に抗議をしました。提示内容に対するご意見や気がつかれた点などがあれば、県教組・高教組までご連絡ください。

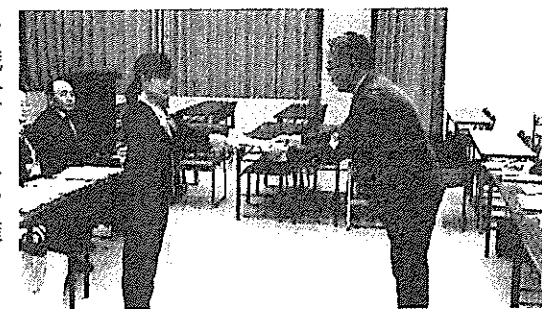
月例給・ボーナスとも引上げ 中高年層・再任用も大幅改善！ 自動車通勤手当改善なども実現へ！

しかし、県独自の改善要求には応えず



高知県教組・高教組では賃金労働条件の改善を求めて、11月6日（木）に岡本教職員・福利課課長と、同13日（木）に今城教育長と交渉を行いました。

その中で、賃金・手当の改善、臨時教職員・時間講師の処遇改善、長時間勤務解消の抜本的対策、栄養教諭の配置改善、人員確保策のための待遇改善を強く要望しました。以下、主な回答を紹介します。（詳細なやりとりは2～4面参照）



【賃金・労働条件改善署名596筆を提出】

賃金・手当

- ◇ 初任給13000円程up、全教職員の給料表を引上げ（10000円以上）
- ◇ 一時金0.05月引上げ（再任用も0.05月引上げ）・・・期末・勤勉で均等に他県との格差（地域手当、ボーナスの差0.15月・東京とは0.4月差）は解消せず！
- ◇ 教職調整額を4%から段階的に10%へ引き上げ（26年1月には5%に）
- ◇ 自動車等の通勤手当改善、駐車場利用に対する通勤手当新設へ
- ◇ （県立学校の）特地勤務手当・同準ずる手当支給対象拡大（小・中学校のへき地手当等は法改正が必要）

労働条件

- ◇ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」（給特法等の一部改定により教育委員会に策定が義務付けられた）により、時間外在校等時間（残業時間）を縮減していくが、それにより持ち帰り仕事の増加をさせない
- ◇ 臨時教員の応募時の健康診断を勤務校での検診結果で代用できないか検討する
- ◇ 指導計画・指導案作成、授業準備、採点・評価、成績会議は時間講師の業務に入る

安芸市における給食センター勤務の栄養教諭による単独実施校兼務の解消や、人員確保のためには急務である臨時教員・時間講師・定年延長者・暫定再任用者の処遇改善、長時間勤務解消のために要求した持ち時数軽減、県版学テの中止、授業改善プログラムなどの研修の削減などに対する回答は、県独自に改善策を示せない「ゼロ回答」に近いものでした。しかし、この間の臨教の赴任旅費や病休日数拡大（10日⇒90日）はいずれも交渉後に実現しました。そうしたことから、県教組は引き続き教職員の実態、職場の声を届け、要求実現のために運動を続けていきます。

◎ 給特法等の一部改定にともなう今後の措置に対する要望や、交渉で積み残したものを要望書にまとめて申し入れるなど、県教委との折衝は続けていきます。



発行所

高知県教職員組合

〒780-0850

高知市丸ノ内2-1-10

TEL088-822-4135

FAX088-823-2355

高知県教組

検索

全教職員配付 県教委交渉報告特集

《交渉の主なやりとり(概略)》

組：組合の主張 委：県教委の回答

(県教組の責任で発言要旨を編集しています。)

1. 教育長交渉 (11 / 13)

【県人事委員会勧告・給与などの引上げについて】

委：勧告に沿って適正に運用をするのが従来の方針。知事部局の考えの沿って行いたい。

【給食実施の単独校に、栄養教諭の配置を】

委：定数法通りに行っている。(給食数によって 違うが少ない学校の場合) 4校に1校の配置であり、すべての実施校への配置は想定されてい

組：安芸市の単独校2校にはぜひとも配置を。その単独校のメニューを考える人がいない。「ミスが増えた」等のアレルギーを持つ子の保護者の不安の声もある。ぜひ配置を。

委：県単独での加配は難しい。国に、配置数の増加を要望する。

【代替未配置を防ぎ、人員確保を。そのためにも臨教も含め、給与面など待遇改善を】

委：給与の引き上げなどの処遇改善は、人勤に沿ってやってきた。若年へのサポート体制や魅力発信などにも取り組んでいる。引き続き、他県なども注視しながら人員確保に努めたい。臨教の給与表2級適用は、主任が出来ないなど、業務が違うため行わない。

組：臨教の2級適用は、全国24の自治体ですでに実施している。昨年、他県のことを調べてみるとの回答もあった。どうなったのか。

委：静岡には問い合わせをした。

組：自分の隣の臨教は、担任もしている。ぜひ2級適用している多くの県に問い合わせをして、その理由を学び、改善をして欲しい。

委：新たに2級適用している団体も紹介いただいたので、研究してみる。

組：臨教の健康診断については、学校で行っているもので良いようにするなど改善を。また、時間講師のボーナス支給の要件「勤務時間15時間30分以上」については、授業以外の業務(教材研究・片付け、採点、成績評価など)を含め、8時間担当以上に支給するように。

組：再任用の人の月例給の改善を。せめて定年延長者と同じ7割へ県独自措置を。

委：国や知事部局と違った対応は難しい。

【長時間過密労働解消へ業務削減をなど】

委：多忙さは、自分も経験してきた。負担軽減は重要であり、子どもと向き合う時間を作ることも大事。働き方改革、意識改革、外部人材活用などを行っている。持ち時数の上限設定は、特定の人が過重にならないように学校長の裁量で行ってほしい。県版学テは、生活質問などもあり、子どもの弱点や課題がつかめ、教職員の授業改善にもつながられるので、引き続き行っていく。「業務量管理・健康確保措置実施計画」(2026年3月31日までに策定予定)は、持ち帰り仕事を避ける・在校等時間の削減など実効あるものにしたい。

組：授業の準備等は、勤務時間内には難しい。課長交渉の際には、低学年の教員が高学年の専科に入って空き時間を作るというような答弁があったが、(低学年も高学年も)負担感は減っていない。業務が減らなければ十分な授業準備も出来ない。長時間勤務解消の具体的な改善策を。

委：業務削減のための計画を、市町村教委も立てるようになってきている。これが変更点ということ強調した情報提供をして、委員会の(働き方改革の)PDCAを回すようにしている。市町村の総合教育会議でも議論するように伝えた。また、教員採用で、今年は中学校の体育を採用予定数よりも増やした。小学校の体育専科へ中学校の先生を回せないかと考えている。国からの専科教員の加配も十分ではないので、少しでも助けになればと考えて、時間講師も配置している。

組：充て指導主事の多さを課長交渉で指摘した時に、島根県の例を出して高知はそれほど多くないという趣旨の答弁があった。しかし、調べてみると、小中学校の教員の充足率などに大きな差があり、県教委の誤った分析ではないか。教員の実数でも大きな差があ



り、その格差の原因をつかんで、高知県の教員増に生かしてほしい。

組：県版学テで自校採点を求めることはないというが、全国学テの結果について県の指導主事が「国の結果発表を待っていたら(授業改善などにつなげるのには)遅い」と言われた。過去問ウィークなども現場にはある。

委：過去問をやらすこと自体が悪いわけではないが、単に問題を解かせていくだけのとりくみは、意図が伝わっていない。授業改善・弱点把握が目的であり、これをしっかり説明していきたい。

【多学年担任手当(複式学級担任への手当)の廃止について】

委：学級担任加算の趣旨に沿った廃止で、理解していただきたい。

組：1学年ではなく、2学年の教材準備等の負担に対する手当であり、学級担任加算があるようになるからと言って廃止するのは違う。単式・複式が混在する学校では、不公平ではないか。高知県には複式学級も多い。県独自の措置で残す工夫を。

2. 教職員福利課・課長交渉

★教育長交渉で記述した項目は省略しました。

【旅費支給について】

委：来年度については、新たに支給される4キロ未満も含めて、予算計上することになる。旅費の学校配分の額については、年度途中で調べて再配分など工夫をしている。

組：キロあたりの単価も上がる(29円から37円)などを考えると、(各学校へ年度当初に配分される)旅費の大幅な増額が必要。

委：今、市町村に調査をしているが、上積みされるものとは思っているが、答えは持ち合わせていない。

組：月の途中から着任した者にも、その月の通勤費が支給されるように実施を。

委：県人事委員会勧告も、(支給する方向で改善をという)「国の報告がある」との記述がある程度。今検討中であり、現時点ではどうするとは言えない。

【母性保護について】

委：産育休前倒し加配(1学期中に産前休暇に入る人の代替を4月冒頭から着任させる加配)について、25年度は小中学校へ13名、特支に3名を配置。国は5月から産休に入る人が対象だが、高知県は4月から入る人にも実施している。代替配置には、努力している。

組：少子化対策として、8月以降の年度途中から入る人には、各学期初め(二学期冒頭、三学期冒頭)から配置出来るようにして欲しい。

【ハラスメント対策について】

委：外部相談員の周知を4月にしている。また、管理職研修なども実施している。対応マニュアルもあり、その手順に沿った適切な対応と呼び掛けている。教職員には、(防止の)動画の視聴も促している。県立学校で行っている教職員に対する「ハラスメントアンケート」は、市町村教委には参考として通知している。

組：ハラスメントの相談窓口に寄せられた件数は、さほど変わっていないのではないかと。相談に行ったけど、県教委等に上がっていないのではないかと。また、教頭に相談したけれど、「あなたの気のせいでは」等と回答する場合があるという情報も聞こえてきます。教職員の当事者が入った「ハラスメント防止委員会」を設置する必要があるのではないかと。検討をして欲しい。

【給特法関連の義務特手当減額・学級担任手当新設について】

組：義務特手当は、人材確保法に基づくもの。減らす事は行わないでほしい。また、学級担任加算は、確かに担任の負担は大きいと、学校全体で支えている面がある。全員に支給される手当を減らして、学級担任だけに増やすのでは、モチベーションが上がらない。

委：中教審で検討されたもの。全国的な方向であり、高知県独自の対応は難しい。

組：分断されれば、「チーム」は組めない。高知県の教育を守ってほしい。また、加算するのならば、特支の担任にも加算すべきである。

委：特支には「調整額」が出されている。担任手当の月額加算の対象ではない。

*業務上の個人賠償を防ぐこと・時間講師の職務内容の明示・産業医の法定通りの配置など、他のいくつかの項目についても行いましたが、紙面の関係で割愛します。